

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	健康推進課
委 託 業 務 名	地域健康づくり推進事業委託
委 託 業 務 場 所	大津市内
概 要	地域住民を対象に、身近なところで健康づくりを進めることにより、地域住民の健康づくりを推進することを目的とし、各学区において、①健康づくりの為のよりよい食生活習慣の徹底のための啓発活動、②日常生活の活発化や運動を習慣づけるための啓発活動、③生活習慣の改善のための啓発活動を、それぞれ年 1 回以上実施する。また、市が行う各種健診の受診勧奨、健康づくりのための助言などを行う。
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日
契 約 金 額	1, 1 7 0, 0 0 0 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大津市浜大津四丁目 1 番 1 号 明日都浜大津 〔名 称〕 大津市健康推進連絡協議会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	健康づくり事業は各学区において実施する必要がある、当該団体は、市内全域において食育・運動など健康づくりに関する諸活動を行える唯一の団体であるため、選定するもの。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。